

国立大学法人富山大学特任再雇用職員就業規則

平成 20 年 4 月 1 日制定 平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 11 月 26 日改正
平成 26 年 9 月 9 日改正 平成 27 年 3 月 25 日改正
平成 30 年 2 月 16 日改正 平成 30 年 11 月 13 日改正
令和元年 12 月 24 日改正 令和 2 年 10 月 27 日改正
令和 4 年 2 月 22 日改正 令和 4 年 3 月 22 日改正
令和 4 年 9 月 27 日改正 令和 6 年 1 月 23 日改正
令和 6 年 3 月 26 日改正

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 4 条）
- 第 2 章 人事（第 5 条～第 10 条）
- 第 3 章 給与（第 11 条～第 16 条）
- 第 4 章 服務（第 17 条, 第 18 条）
- 第 5 章 労働時間, 休日, 休暇等（第 19 条～第 24 条）
- 第 6 章 雑則（第 25 条及び第 26 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 2 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人富山大学（以下「大学」という。）に雇用される特任再雇用職員（以下「特任再雇用職員」という。）の就業について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規則で特任再雇用職員とは、次の各号のいずれかに該当し退職後引き続き業務に従事できる者のうち、管理運営等の特に重要な職を任せられ、1 日の労働時間が 7 時間 45 分かつ 1 週間の労働時間が 38 時間 45 分である者で、1 年以内の期間を定めて雇用する別表第 1 に掲げる職員をいう。

- (1) 職員就業規則第 17 条の規定により定年退職した者（定年年齢が 65 歳未満の者に限る。）
- (2) 国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構を定年退職した部長又は課長級の職員（その後、継続雇用されている者を含む。）のうち、大学（統合前の国立大学法人富山大学, 国立大学法人富山医科薬科大学及び国立大学法人高岡短期大学並びに平成 16 年 3 月 31 日以前の富山大学, 富山医科薬科大学及び高岡短期大学を含む。）が、課長級職員への登用を推薦した者
- (3) 国立大学法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構を定年退職した部長又は課長級の職員（その後、継続雇用されている者を含む。）のうち、前号の定めにより難しい特別の事情があると学長が認めた者

2 特任再雇用職員のうち、教育学部附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び附属幼稚園（以下「附属学校」という。）に勤務する校長、園長の職にある者を附属学校再雇用職員という。

3 第1項にかかわらず附属学校再雇用職員とは、公立学校を定年退職し（その後、継続雇用されている者を含む。）、退職後業務に従事できる者のうち、1日の労働時間が7時間45分かつ1週間（土曜日から金曜日までをいう。以下同じ。）の労働時間が38時間45分である者で、1年以内の期間を定めて雇用する職員をいう。

（法令との関係）

第3条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

（遵守遂行）

第4条 大学及び特任再雇用職員は、ともに法令及びこの規則を遵守し、相協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 人事

（選考の方法）

第5条 特任再雇用職員の選考は、第2条に定める者のうち、別に定める国立大学法人富山大学フルタイム再雇用職員就業規則（以下「フルタイム再雇用職員就業規則」という。）

又は国立大学法人富山大学短時間再雇用職員就業規則（以下「短時間再雇用職員就業規則」という。）に基づき雇用する者とは別に、特に重要な職に雇用する者として、識見に富み、知識・経験を特に有する者のうちから学長が行う。

2 特任再雇用職員の雇用に際しては、雇用しようとする特任再雇用職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

(1) 労働契約の期間に関する事項（当該契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を含む。）

(2) 就業の場所及び従事する業務に関する事項

(3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項

(4) 給与に関する事項

(5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(6) 雇用に関する相談窓口

（試用期間）

第6条 特任再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

（雇用期間）

第7条 特任再雇用職員の雇用期間は、1年を超えないものとし、一事業年度の範囲内で定めるものとする。

2 特任再雇用職員の雇用期間は、65歳に達した日以後の最初の3月31日以前までは、更新することができるものとする。

3 前項の規定による期間の更新は、職員の当該更新直前の期間における勤務実績が良好

である場合に行う。

- 4 大学は、雇用の日から起算して1年を超えて継続勤務している場合で、雇用期間満了の後に、特任再雇用職員として雇用契約（あらかじめ雇用契約を更新しない旨明示されているものを除く。）を更新しない場合には、雇用期間の満了する日の少なくとも30日前に、その旨を当該特任再雇用職員に予告する。
- 5 特任再雇用職員（附属学校再雇用職員を除く。）として期間を更新されない職員が、大学に継続して雇用されることを希望しない場合を除き、フルタイム再雇用職員就業規則又は短時間再雇用職員就業規則に基づき再雇用することができるものとする。

（退職）

第8条 特任再雇用職員は、次の各号の一に該当するときは、退職とし、特任再雇用職員としての身分を失う。

- (1) 期間が満了したとき（更新する場合を除く。）。)
- (2) 自己都合により退職を申し出た場合
- (3) 死亡した場合

（自己都合による退職手続）

第9条 特任再雇用職員は、自己都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに、大学に退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに退職願を提出できない場合は、14日前までにこれを提出しなければならない。

- 2 特任再雇用職員は、退職願を提出した後も、退職するまでは、従来の職務に従事しなければならない。

（解雇）

第10条 特任再雇用職員が次の各号の一に該当する場合には、解雇することがある。

- (1) 勤務実績が著しく悪い場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を著しく欠く場合
- (4) 事業の縮小その他事業の運営上やむを得ない事由により、職員の減員等が必要となった場合
- (5) 天災事変その他やむを得ない事由により本学の事業継続が不可能となった場合
- (6) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職に就任した場合
- (7) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

第3章 給与

（給与）

第11条 特任再雇用職員の給与は、次条に定める基本年俸及び諸手当とする。

- 2 前項の諸手当は通勤手当、大学入学共通テスト手当、時間外労働手当（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間に限る。）、地域手当、管理職員特別勤務手当、外部資金獲得手当とし、別に定める国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）の規定に準じて支給する。
- 3 特任再雇用職員の本給は、基本年俸の12分の1の額とする。

(基本年俸)

第 12 条 特任再雇用職員(附属学校再雇用職員を除く。)の基本年俸は、別表第 2 第 1 号に定める号給の額とし、従事する職の責任、権限及び裁量権の別に学長が号給を決定する。

2 附属学校再雇用職員の基本年俸は、別表第 2 第 2 号に定める職の額とする。

(給与の支給)

第 13 条 特任再雇用職員の給与は、その全額を通貨で、直接特任再雇用職員に支払うものとする。ただし、法令又は労使協定に基づき特任再雇用職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その特任再雇用職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、労使協定に記載されている金融機関の当該特任再雇用職員名義の口座に振り込むものとする。

(給与の支給日)

第 14 条 特任再雇用職員の給与は、職員就業規則第 25 条第 3 項及び同条第 5 項の規定に準じて支給する。

(給与に関する必要な事項)

第 15 条 第 11 条から前条までに規定するもののほか、特任再雇用職員の給与について必要な事項は、別に定める職員給与規則、国立大学法人富山大学年俸制(一)適用職員給与規則及び国立大学法人富山大学年俸制(二)適用教員給与規則を準用する。

(退職手当の不支給)

第 16 条 特任再雇用職員には退職手当を支給しない。

第 4 章 服務

(誠実義務)

第 17 条 特任再雇用職員は、職務上の責任を自覚し、大学の指示命令に従い、誠実に職務に専念するとともに、職場の秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

第 18 条 特任再雇用職員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 業務上の指示命令に従い、職場の秩序を保持し、互いに協力してその職務を遂行しなければならない。
- (2) 職場の内外を問わず、大学の信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく他に漏らしてはならない。
- (4) 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的利用のために用いてはならない。
- (5) 大学の敷地及び施設内(以下「大学内」という。)で、喧騒、その他の秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 大学の許可なく、大学内で営利を目的とする金品の貸借をし、物品の売買を行ってはならない。

第5章 労働時間、休日、休暇等

(労働時間等)

第19条 特任再雇用職員(附属学校再雇用職員のうち教育学部附属中学校に勤務する者を除く。)の始業時刻・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 午前8時30分

終業時刻 午後5時15分

休憩時間 正午から午後1時00分までとする。

2 附属学校再雇用職員のうち教育学部附属中学校に勤務する者の始業時刻・終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻 午前8時20分

終業時刻 午後5時05分

休憩時間 午後0時40分から午後1時25分、午後4時00分から午後4時15分
(生徒休業日)

正午から午後1時00分まで

3 業務の都合上必要があると認める場合は、前2項で定める始業時刻、終業時刻及び休憩時間を変更することがある。

(変形労働時間制)

第19条の2 附属学校再雇用職員(教育学部附属中学校に勤務する者を除く。)については、毎年度4月1日を起算日とする1年単位の変形労働時間制を適用し、週の所定労働時間は1年を平均して38時間45分を超えない範囲において、休日及び労働時間を別に割り振ることがある。

2 前項の変形労働時間制を適用する附属学校再雇用職員の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は、次のとおりとする。

(1) 教育学部附属幼稚園

始業時刻及び終業時刻		休憩時間	
A		午後0:15	午後0:45
始業時刻	午前8:30	午後3:00	午後3:30
終業時刻	午後5:15	(園児休業日)	
		午後0:00	午後1:00
B		午後0:00	午後1:00
始業時刻	午前8:30		
終業時刻	午後4:30		
C			
始業時刻	午前9:00		
終業時刻	午後4:30		
D		午後0:15	午後0:45
始業時刻	午前8:30	午後3:30	午後4:00
終業時刻	午後6:30	(園児休業日)	

E		午後 0 : 00 ~ 午後 1 : 00
始業時刻	午前 8 : 30	
終業時刻	午後 7 : 00	

(2) 教育学部附属小学校

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A		
始業時刻	午前 8 : 15	午後 1 : 05 ~ 午後 1 : 25
終業時刻	午後 5 : 00	午後 4 : 00 ~ 午後 4 : 40
B		(児童休業日)
始業時刻	午前 8 : 15	午後 0 : 00 ~ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 5 : 55	
C		
始業時刻	午前 8 : 15	
終業時刻	午後 6 : 30	
D		
始業時刻	午前 8 : 15	
終業時刻	午後 6 : 55	
E		
始業時刻	午前 9 : 00	午後 0 : 00 ~ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 4 : 00	

(3) 教育学部附属特別支援学校

始業時刻及び終業時刻		休憩時間
A		
始業時刻	午前 8 : 20	午後 0 : 40 ~ 午後 1 : 10
終業時刻	午後 5 : 05	午後 3 : 30 ~ 午後 4 : 00
		(児童生徒休業日)
		午後 0 : 00 ~ 午後 1 : 00
B		
始業時刻	午前 8 : 20	午後 0 : 40 ~ 午後 1 : 10
終業時刻	午後 6 : 30	午後 3 : 30 ~ 午後 4 : 00
C		
始業時刻	午前 8 : 30	午後 0 : 00 ~ 午後 1 : 00
終業時刻	午後 4 : 00	

(休日)

第 20 条 特任再雇用職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日、前号に該当する休日を除く。）

2 前項の休日のうち、法定休日は日曜日とする。

(休暇の種類)

第 21 条 特任再雇用職員の休暇は、年次有給休暇、その他の有給休暇及び無給休暇とする。

2 定年退職後、引き続き特任再雇用職員となった場合の年次有給休暇は、従前の身分が継続しているものとみなし、退職前の年次有給休暇の残日数を引き継ぐものとし、新たに年次有給休暇は付与しない。

(育児休業等)

第 22 条 特任再雇用職員のうち 3 才に満たない子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児休業の適用を受けることができる。

2 前項の職員のうち、産後休暇を取得しておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から 8 週間以内の子と同居し、養育する者は、出生時育児休業の適用を受けることができる。

3 特任再雇用職員のうち、小学校第 1 学年の終期に達するまでの子の養育を必要とする者は、大学に申し出て育児部分休業の適用を受けることができる。

4 育児休業、出生時育児休業及び育児部分休業について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学職員の育児休業等に関する規則を準用する。

(介護休業等)

第 23 条 特任再雇用職員の家族で傷病のため介護を要する者がいる場合は、大学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業等について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学職員の介護休業等に関する規則を準用する。

(労働時間等に関する必要な事項)

第 24 条 この規則に定めるもののほか、特任再雇用職員の労働時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める国立大学法人富山大学に勤務する契約職員の労働時間、休暇等に関する規則を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、第 19 条の 2 第 1 項により 1 年単位の変形労働時間制を採用する附属学校再雇用職員（教育学部附属中学校に勤務する者を除く。）における半日単位の年次有給休暇は、3 時間以上で 5 時間 30 分未満の連続する時間で、1 日の所定労働時間の概ね 5 割の時間の休暇をいう。

第 6 章 雑則

(職員就業規則の準用)

第 25 条 職員就業規則のうち、第 21 条（解雇制限）、第 22 条（解雇予告）、第 23 条（退職後の責務）、第 24 条（退職証明書）、第 28 条（職員の倫理）、第 29 条（ハラスメント等に関する措置）、第 35 条（研修）、第 37 条（表彰）、第 38 条（懲戒）、第 39 条（懲戒の種類・内容）、第 40 条（管理監督責任）、第 41 条（厳重注意）、第 42 条（損害賠償）、第 43 条（安全・衛生管理）、第 44 条（出張）、第 45 条（旅費）、第 47 条（業務上の災害補償）、第 48 条（通勤途上災害）及び第 49 条（災害補償に関する事項）の規定は、特任再雇用職員に準用する。

(この規則により難しい場合の措置)

第 26 条 特別の事情によりこの規則によることが出来ない場合又はこの規則によることが著しく不適當であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日に特任再雇用職員として在職し、平成 30 年 4 月 1 日に引き続き特任再雇用職員として雇用された者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成 30 年 11 月 13 日から施行し、平成 30 年 11 月 1 日から適用する

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 10 月 27 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月23日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

名 称	職務内容
参 与	部長又は課長の業務その他管理運営等の特に重要な業務
参 事	管理運営等の重要な業務

別表第 2（第 12 条関係）

(1) 特任再雇用職員（附属学校再雇用職員を除く。）

名 称	号 給	基本年俸額
参 与	6	7,440,000 円
	5	7,080,000 円
	4	6,600,000 円
参 事	3	4,800,000 円
	2	4,200,000 円
	1	3,600,000 円

備考 基本年俸額には、管理職手当相当額を含む。

(2) 附属学校再雇用職員

職	基本年俸額
附属特別支援学校校長	7,140,000 円
附属中学校又は附属小学校校長 附属幼稚園園長	6,810,000 円

備考 基本年俸額には、管理職手当相当額を含む。